

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 68 号	平成30年度盛岡市一般会計補正予算(第1号) ……………	1
議案第 69 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について……………	5
議案第 70 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について……………	16
議案第 71 号	民事調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について……………	17
議案第 72 号	財産の取得について……………	19
議案第 73 号	財産の取得について……………	20
議案第 74 号	財産の取得について……………	21
議案第 75 号	青山老人福祉センター・青山地区活動センター・青山支所大規模改修(建築主体)工事に係る請負契約の締結について……………	22
議案第 76 号	仙北地区活動センター複合化・大規模改修(建築主体)工事に係る請負契約の締結について……………	23
議案第 77 号	盛岡市立武道館大規模改修等(建築主体)工事に係る請負契約の締結について……………	24
議案第 78 号	旧盛岡競馬場跡地自由広場ゾーン人工芝整備工事に係る請負契約の締結について……………	25
議案第 79 号	盛岡市立厨川中学校屋内運動場大規模改修等(建築主体)工事に係る請負契約の締結について……………	26
議案第 80 号	市道の路線の認定, 廃止及び変更について……………	27
議案第 81 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	29
議案第 82 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	30
議案第 83 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	31
議案第 84 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	32

議案第 68 号

平成30年度盛岡市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度盛岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 502,057千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 111,142,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		19,944,058	13,622	19,957,680
	1 国庫負担金	15,161,465	6,637	15,168,102
	3 委託金	60,800	6,985	67,785
16 県支出金		7,433,165	55,096	7,488,261
	2 県補助金	2,168,958	55,096	2,224,054
17 財産収入		301,342	263,136	564,478
	2 財産売却収入	146,296	263,136	409,432
18 寄附金		102,817	5,000	107,817
	1 寄附金	102,817	5,000	107,817
19 繰入金		2,662,985	△115,759	2,547,226
	2 基金繰入金	2,611,333	△115,759	2,495,574
21 諸収入		1,584,026	31,562	1,615,588
	5 雑入	1,061,497	31,562	1,093,059
22 市債		11,768,041	249,400	12,017,441
	1 市債	11,768,041	249,400	12,017,441
歳入合計		110,640,000	502,057	111,142,057

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		10,710,705	46,596	10,757,301
	1 総務管理費	8,842,325	46,596	8,888,921
3 民生費		45,496,339	6,985	45,503,324
	2 児童福祉費	19,679,228	6,985	19,686,213
6 農林費		2,848,983	55,096	2,904,079
	1 農業費	2,570,498	55,096	2,625,594
7 商工費		1,403,783	61,108	1,464,891
	1 商工費	1,403,783	61,108	1,464,891
8 土木費		16,162,435	317,236	16,479,671
	2 道路橋りよう費	4,819,324	262,000	5,081,324
	4 都市計画費	8,543,890	55,236	8,599,126
11 災害復旧費		1	15,036	15,037
	1 公共土木施設災害復旧費	1	15,036	15,037
歳 出 合 計		110,640,000	502,057	111,142,057

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
道路長寿命化改修事業債	70,800	313,000	借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 平成30 年度 ただし, 財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他 借入先の融資条件 による。 ただし, 財政又 は借入先の都合並 びに金融の状態に より繰り上げ償還 し, 又は償還年限 を短縮し若しくは 低利に借換えする ことができる。
道路橋りょう 災害復旧事業債	0	7,200			
計	11,768,041	12,017,441			

議案第 69 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例

(盛岡市市税条例の一部改正)

第1条 盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第45条の5第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第27条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第36条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第36条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第38条第1項ただし書中「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第45条の5第1項中「の申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第84条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第85条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第85条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)), 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者, 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し, 消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第86条第1項中「第84条第1項」を「第84条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第90条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「次の表」を「次表」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第84条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、

同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第86条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の80を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第86条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又

は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第87条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第88条第3項中「第84条」を「第84条の2」に改める。

第90条第1項中「第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改め、同条第2項中「次の表」を「次表」に改める。

附則第3条の4第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第47項に規定する割合は、零とする。

附則第22条の2第3項中「第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 盛岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「100分の80」を「100分の60」に、「100分の20」を「100分の40」に改める。

附則第7条の2の2第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第15条の3中「第44項」を「第43項」に、「第45項」を「第44項」に改める。

第3条 盛岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「100分の60」を「100分の40」に、「100分の40」を「100分の60」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第87条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 盛岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「100分の40」を「100分の20」に、「100分の60」を「100分の80」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第87条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 盛岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第85条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第86条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に100分の20を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の80を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に100分の80を乗じて計算した」を削り、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

(盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「盛岡市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第84条第1項」を「盛岡市市税条例第84条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中盛岡市市税条例附則第7条の2の2中第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 公布の日
- (2) 第1条中盛岡市市税条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条、第87条、第88条第3項並びに第90条第1項及び第2項の改正規定並びに第6条の規定並びに附則第3条の規定 平成30年10月1日
- (3) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項の改正規定(同項第2号の改正規定を除く。)、同条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第38条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第22条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (4) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成31年4月1日
- (5) 第2条中盛岡市市税条例第86条第3項の改正規定及び附則第4条の規定 平成31年10月1日
- (6) 第1条中盛岡市市税条例第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (7) 第3条の規定及び附則第5条の規定 平成32年10月1日

(8) 第1条中盛岡市市税条例第27条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）並びに同条例第36条の2及び第36条の5の改正規定並びに同条例附則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(9) 第4条の規定及び附則第6条の規定 平成33年10月1日

(10) 第5条の規定及び附則第7条の規定 平成34年10月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第8号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第26条第1項及び第3項並びに第45条の5第10項から第12項までの規定は、前条第6号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第5条第2項及び第6条第2項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第28号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第7項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第5条第2項及び第6条第2項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持される

ものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条	第90条第1項若しくは第2項,	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第3条第4項,
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第3条第3項
第16条第3号	第74条の5第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第3条第4項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第3条第4項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第3条第3項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第3条第4項

- 6 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前項の規定の適用については、同項の表中「第74条の5第1項の申告書、第90条第1項」とあるのは、「第90条第1項」とする。
- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、

又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、盛岡市市税条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

第4条 附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。次条第3項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第
------	-----------------	--

		5条第4項,
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第16条第3号	第74条の5第1項の申告書, 第90条第1項若しくは第2項の申告書 又は第118条の10第1項の申告書 でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第4項 の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する 省令(平成30年総務省令第25号)別 記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第4項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第4項

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、盛岡市市税条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、盛岡市市税条例第16条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条	第90条第1項若しくは第2項、	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第4項、
第16条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第16条第3号	第74条の5第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第118条の10第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第4項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第4項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第4項

- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、盛岡市市税条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

第7条 附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日前に課した，又は課すべきであった市たばこ税については，なお従前の例による。

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い，個人市民税を非課税とする者，基礎控除額の控除を受ける者等の要件を改めるとともに，市たばこ税の税率を段階的に引き上げるほか，必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 70 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について
盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。
別表市営青山二丁目アパート4号館の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山二丁目アパート4号館を廃止しようとするものである。

9年条例第32号)第43条第3項の規定により支払うべき金銭の支払の請求に係る訴えを提起するものとする。

提案理由

市営住宅等に係る滞納家賃及びこれに係る督促手数料の支払について民事調停を申し立て、及び調停不成立等の場合においては訴えを提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 72 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 価 格
車 両	消防ポンプ自動車の購入	2 台	35,640,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市上堂三丁目6番33号

株式会社ダイトク 代表取締役

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 73 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 価 格
車 両	小型動力ポンプ付積載車の購入	2 台	22,636,800円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 盛岡市上堂三丁目6番33号

株式会社ダイトク 代表取締役

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 74 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 取得する財産

種 別	名 称	数 量	予 定 価 格
車 両	除雪グレーダの購入	1 台	33,200,000円

2 取得の方法 買入れ

3 取得の相手方 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9番5号

コマツ岩手株式会社盛岡支店 盛岡支店長

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 75 号

青山老人福祉センター・青山地区活動センター・青山支所大規模改修（建築主体）工
事に係る請負契約の締結について

青山老人福祉センター・青山地区活動センター・青山支所大規模改修（建築主体）工事について
次により請負契約を締結するものとする。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 青山老人福祉センター・青山地区活動センター・青山支所大規模改修（建
築主体）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 196,344,000円也
- 4 契約の相手方 株式会社高光建設 代表取締役社長 XXXXXXXXXX

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及
び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を
求めるものである。

議案第 76 号

仙北地区活動センター複合化・大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の締結に
ついて

仙北地区活動センター複合化・大規模改修（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 仙北地区活動センター複合化・大規模改修（建築主体）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 157,680,000円也
- 4 契約の相手方 中亀建設株式会社 代表取締役 XXXXXXXXXX

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

盛岡市立武道館大規模改修等（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立武道館大規模改修等（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約工事の名称 | 盛岡市立武道館大規模改修等（建築主体）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 222,696,000円也 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社恵工業 代表取締役 XXXXXXXXXX |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 78 号

旧盛岡競馬場跡地自由広場ゾーン人工芝整備工事に係る請負契約の締結について

旧盛岡競馬場跡地自由広場ゾーン人工芝整備工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 旧盛岡競馬場跡地自由広場ゾーン人工芝整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 180,846,000円也
- 4 契約の相手方 盛岡舗道株式会社 代表取締役 XXXXXXXXXX

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 79 号

盛岡市立厨川中学校屋内運動場大規模改修等（建築主体）工事に係る請負契約の締結
について

盛岡市立厨川中学校屋内運動場大規模改修等（建築主体）工事について次により請負契約を締結
するものとする。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約工事の名称 | 盛岡市立厨川中学校屋内運動場大規模改修等（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 241,920,000円也 |
| 4 契約の相手方 | 株式会社昭和建設 代表取締役 XXXXXXXXXX |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を
求めるものである。

議案第 80 号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路 線 名	起 点	終 点
A a 502	館向町44号線	館向町45番 4 地先	館向町53番 1 地先
A a 503	長田町15号線	長田町16番18地先	長田町16番12地先
C a 846	南仙北三丁目32号線	南仙北三丁目 130番33地先	南仙北三丁目 130番15地先
C a 847	南仙北三丁目33号線	南仙北三丁目 130番50地先	南仙北三丁目 130番38地先
C a 848	南仙北三丁目34号線	南仙北三丁目 130番66地先	南仙北三丁目 130番49地先
C b 523	下川原新田 2 号線	下太田新田97番 1 地先	下太田新田67番 5 地先
D b 962	ふれあい橋線	前九年三丁目 201番 2 地先	大新町 101番 169地先
D b 963	南青山町29号線	南青山町24番 7 地先	南青山町24番 1 地先
D c 603	厨川五丁目28号線	厨川五丁目18番 4 地先	厨川五丁目18番 3 地先
D c 604	厨川五丁目29号線	厨川五丁目17番15地先	厨川五丁目17番11地先
D c 605	厨川五丁目30号線	厨川五丁目17番20地先	厨川五丁目17番18地先
都 4192	野崎歩行者専用道	飯岡新田 8 地割 125番 2 地先	飯岡新田 8 地割 152番 1 地先
都 4193	石持焼野歩行者専用道	下飯岡12地割19番 9 地先	飯岡新田 4 地割 295番 2 地先
都 4194	境田 3 号線	永井14地割58番 4 地先	永井14地割57番 6 地先
都 4195	権現堂 7 号線	三本柳 7 地割28番 1 地先	三本柳 7 地割19番51地先
都 4196	権現堂 8 号線	三本柳 7 地割19番32地先	三本柳 7 地割19番25地先
都 4197	権現堂 9 号線	三本柳 7 地割19番51地先	三本柳 7 地割19番46地先
都 4198	中島 4 号線	三本柳 8 地割20番 1 地先	三本柳 7 地割61番地先
都 4199	久保屋敷11号線	西見前13地割77番 1 地先	西見前13地割79番 7 地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
D b 951	前九年二丁目23号線	前九年二丁目 1 番 190地先	前九年二丁目 1 番30地先
都 4110	野崎 4 号線	飯岡新田 4 地割 236番地先	飯岡新田 8 地割 124番 1 地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起 点	終 点
D b 100	前九年三丁目大新町線	新 前九年三丁目 9 番 7 地先	新 前九年二丁目 1 番 126地先
		旧 前九年三丁目 5 番 1 号地先	旧 大新町 5 番 9 号地先
D c 553	厨川五丁目26号線	新 厨川五丁目18番 6 地先	新 厨川五丁目18番15地先
		旧 厨川五丁目18番 5 地先	旧 厨川五丁目18番 5 地先
都 1595	経塚 3 号線	新 永井22地割 1 番 3 地先	新 永井21地割 5 番25地先
		旧 永井22地割 1 番 1 地先	旧 永井22地割 1 番 1 地先
都 4145	高橋 9 号線	永井22地割89番 8 地先	新 永井24地割84番 1 地先
			旧 永井24地割87番 8 地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第 8 条第 2 項及び第10条第 3 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 81 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例

盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第6条第1号中「定める者」の次に「（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「（省令第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第62条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 82 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「、改正後の盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず」を削り、「に初回更新研修（当該平成26年度以前修了者が受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第 140条の68第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のをいう。以下同じ。）を修了した場合には、新条例」を「の間は、改正後の盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（以下「新条例」という。）」に改め、「修了日から当該初回更新研修を修了した日までの間における当該」を削り、「を修了した者と」を「（同令第 140条の68第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）を修了した者と」に改める。

附則第 3 項中「初回更新研修」の次に「（当該平成26年度以前修了者が受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のをいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

議案第 83 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第 3 項第 4 号中「学校教育法第 1 条の幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第 4 条に規定する免許状」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

議案第 84 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年 6 月 8 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年 3 月 31 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第38条第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書き中「によつて」を「により」に改め、同条第 2 項中「によつて」を「により」に、「第 2 条第 2 項ただし書き」を「第 2 条第 4 項ただし書き」に改め、同条第 4 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 5 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第 1 項」を「同項」に改め、同条第 6 項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 7 項から第 9 項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第45条の 4 の 3 中「（以下この節）」を「（次条第 1 項）」に改める。

第45条の 4 の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第45条の 4 の 5 第 1 項」との次に「（の特別徴収義務者とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」とを加える。

第45条の 5 第 7 項中「第45条の 7 の 2 第 2 項」を「第45条の 7 の 2 第 4 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 6 項を第 8 項とし、同条第 5 項中「第 3 項の場合」を「第 5 項の場合」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項中「第 5 項第 1 号」を「第 7 項第 1 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第 321条の 8 第24項」を「第 321条の 8 第 26項」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。第45条の7の2第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項の次に次の2項を加える。

2 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第45条の6第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第45条の7の2に次の2項を加える。

5 第45条の5第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第45条の7の2第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第45条の6第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第

4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は施行令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第45条の7の2第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第51条の4第1項第1号中「第15条の9」を「第15条の11」に改め、同項第2号中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改める。

第139条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第146条の2の2第2項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、当該書類」を加える。

第147条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附則第3条の2第1項中「第45条の5第3項」を「第45条の5第5項」に改め、同条第2項中「第45条の7の2」を「第45条の7の2第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第3条の3第1項中「第45条の7の2に」を「第45条の7の2第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第7条の2の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。

附則第7条の2の2第13項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第12項を第16項とし、第11項を第15項とし、第10項を第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。

附則第7条の2の2第8項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の2項を加える。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。

附則第7条の4中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改める。

附則第7条の5中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改める。

附則第7条の6中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同条第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改める。

附則第7条の7中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改める。

附則第7条の8中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改める。

附則第7条の9中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同条第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改める。

附則第7条の10中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の11 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第8条の見出し中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に、「修正価格（法附則第17条の2第1項）」を「修正価格（同項）」に改め、同条第2項中「平成28年度適

用土地又は平成28年度類似適用土地」を「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第10条中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「平成27年法律第2号。附則第17条の3第1項」を「平成30年法律第3号。附則第17条の3」に、「平成27年改正法」を「平成30年改正法」に、「附則第18条第1項」を「附則第22条第1項」に改める。

附則第11条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第3項及び第4項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附則第17条の3中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「平成27年改正法附則第18条第1項」を「平成30年改正法附則第22条第1項」に改める。

附則第18条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

- 2 改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）第45条の7の2第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

6 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

7 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。